

「その他経費（委託費）」の査定について

- ・ 業務関連委託等の通常業務に必要な委託費について、部門・事業所別に可能な限り細分化された個別件名に基づき、入札等の実施状況や契約実績、原価算定期間における当該費用の原価算入の適切性や実績水準の妥当性について確認。
- ・ 入札等の実施による調達時の効率化努力の余地があるにもかかわらず効率化が行われていない部分や過年度実績を上回っている部分、優先度が低く過大となっている部分を査定。
- ・ さらに、原価算定期間において新たに発生することとなる委託業務については、原価算定期間において当該委託業務を実施しなければならない必要性や緊急性について確認し、必要性に乏しく過大となっている部分を査定。

(ステップ1) 過年度実績の効率化努力、
原価算入の必要性・実績水準の妥当性の判定

(ステップ2) 原価算定期間内の効率化反映、
原価算入の必要性・金額の妥当性の判定 (= 査定)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
〇〇業務委託	×	100,000	100,000	100,000	100,000	90,000	90,000	90,000
△△業務委託	○	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
□□業務委託	○	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
〇〇施設管理業務委託	○	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
□□環境測定業務委託	○	100,000	100,000	100,000	100,000	120,000	120,000	120,000
〇〇システム取替	×	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000
△△調査委託	×	0	0	0	0	0	50,000	0
....								

<査定対象部分①>

- ✓ 過年度実績について、個別件名の調達方法（入札等の実施状況）や契約実績の証拠書類を確認し、個別件名の「原価算入の適切性」及び「実績水準の妥当性」について判定。
- ✓ 競争入札等の実施による効率化の余地がある場合は、原価算定期間における効率化反映による経費低減部分（×効率化係数）を査定額に反映。

原価算定期間の個別
件名の査定に反映

<査定対象部分②>

- ✓ 当該システム取替の頻度に着目し、原価算定期間内に実施する必要性に乏しい部分について査定。
例) 〇〇システム取替
取替頻度が不整合 = 100,000千円 / 3年
= 査定額 ▲33,333千円 / 年

<査定対象部分③>

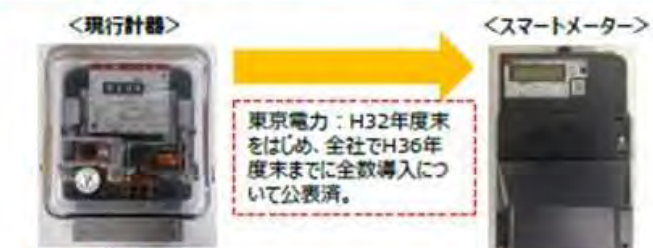
- ✓ 過年度実績平均を上回る部分について査定。
例) □□環境測定業務委託
過年度実績平均100,000千円 - 原価算定期間平均
120,000千円
= 査定額 ▲20,000千円 / 年

<査定対象部分④>

- ✓ 原価算入を認められない個別件名、新規調査の実施の必要性や原価算定期間内に実施すべき緊急性の有無等を確認し、原価算定期間内に実施する必要性に乏しい部分について査定。
例) 〇〇業務委託 = 査定額 ▲90,000千円 / 年
例) △△調査委託 (H28新規)
50,000千円 / 3年 = 査定額 ▲16,666千円 / 年

「スマートメーター関連経費」の査定について

- スマートメーターの導入計画と、原価算定期間において計上されている費用（本体の導入予定台数、修繕費、通信システムや運用管理システムの開発費等）が整合しているか精査。
- メーター本体、通信方式、関連システムの仕様検討・調達段階における効率化反映がなされているか精査。



＜各社の導入計画＞

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
真任	導入完了	2016年度末	完了	完了	2016年度末	完了	2016年度末	2016年度末	2016年度末	完了	2016年度末
	本格導入開始	2015年4月	2016年1月	2014年7月	2015年7月	2015年7月	開始済	2016年4月	2016年1月	2016年4月	2016年4月
仮任	導入完了	2023年度末	2023年度末	2020年度末	2022年度末	2022年度末	2022年度末	2023年度末	2023年度末	2023年度末	2024年度末

＜査定対象部分＞
 各社の導入計画に沿って原価算定期間の費用計上の内容を精査。

＜導入計画（例）＞

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
スマートメーター (約90万台)		真任試験 公開競争 H27分 契約締結		仕様決定等 導入開始	導入開始	○	○	○	○	○
通信システム		仕様決定 公開競争 (RF)		仕様決定 公開競争 契約締結						
運用管理システム		仕様決定 公開競争 契約締結		仕様決定 公開競争 契約締結						

＜査定対象部分＞
 スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達
 スマートメーター本体、通信方式及び関連システム等の調達については、R F C / R F P（公募型提案募集）等の実施、さらに第三者評価の実施により調達プロセスの適切性について評価するなど、調達価格の一層の低減を図る取組の実施を確認。

	採用予定のメーターの仕様	メーターの仕様公開・一般競争入札	RFC/RFP実施（通信方式）	RFC/RFP実施（関連システム）
北海道	東京	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)
東北	東京	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)
東京	東京	○	○(RF&BFP実施済)	○(RF&BFP実施済)
中部	東京	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)
北陸	東京	○	○(RFP実施済)	—(開始中)※
関西	関西・九州	○	—(導入済)	—(導入済)
中国	東京	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)
四国	東京	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)
九州	関西・九州	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)
沖縄	東京	○	○(RFP実施済)	○(RFP実施済)

※H27.7現在

＜査定対象部分＞
 スマートメーターの単価
 各社ともスマートメーターの導入が間もない中、R F C / R F P（公募型提案募集）等による競争入札の実施を行い、調達における価格低減に向けた取組を行った結果、検定料を償った1台当たりの単価は、東京電力仕様のスマートメーターを採用している北陸電力、中国電力及び沖縄電力ともに東京電力料金における真定単価の基準を下回っていることを確認しており、また、スマートメーター導入の進展に伴う価格低減効果とともに、原価算定期間における更なる効率化努力を織り込んでいることも確認。
 なお、各社においては今後も競争入札による調達を予定しており、スマートメーターの価格低減に向け、さらなる取組を行うこととしている。

＜査定対象部分＞
 通信及び運用管理システム関連費用の精査
 スマートメーターの導入に伴うシステム開発費用については、スマートメーターの導入の進展に伴い必要と考えられるもののみが計上されているかを確認。

「小売・配電の業務区分見直し」の査定について

- ・ 営業所等の業務区分が標準的な業務区分の整理に沿った形で行われていること、各業務に係る費用は業務量調査等を基に整理されていることを確認。

<査定方法>

- ① 託送料金審査に先立ち、これまで事業者間で考え方が統一されていなかった営業所等の業務区分について、標準的な業務及び業務区分(配電、小売、共通)を設定。
- ② 各事業者の業務の配電、小売及び共通への区分は、基本的に標準的な業務区分の整理に沿った形で行われていることを確認した。一部、標準的な業務区分と異なる業務は、事業者側で小売側に整理をしており、送配電に寄せられているものは無いことを確認。
- ③ 業務量調査の結果に基づき、各業務に係る費用を配電及び小売に整理していることを確認。

<イメージ>

○標準的な業務区分の例（契約受付）

業務内容	具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分
① 申込受付	窓口にて、需要家(電気工事店含む)から供給設備工事、契約負荷設備変更等を伴う電気使用契約申込書を受付。申込書の記載内容を確認するとともに、受付内容のシステムへ登録	受付内容にNWと小売の要素が混在しているため	共通
② 工程管理(供給検討、工事手配等)	引込線や柱上変圧器など供給に必要な配電設備形成にあたり、設備設計・測定を行うとともに、工期の調整や工事の手配・管理を実施	送配電設備形成のために必要な業務のため	NW
③ 負担金算定	供給工事において工事費負担金が発生する場合には、負担金を算定し請求		NW
④ 契約審査	契約全般の内容について、適切に処理されたか(供給工事が完了したか、工事負担金が発生する場合にはその受領が完了したか等)審査を実施	申込に付随して生じる業務であることから、申込受付と同様に共通	共通
⑤ 異動登録・照合	契約及び設備に係る情報についてシステムへの登録付と同様に、登録内容の確認を実施		共通

○業務量調査のイメージ

(単位：人工)

業務内容	需要家費		一般販売費		合計
	NW	小売	NW	小売	
① 申込受付	100	80			
② 工程管理	50				
③ 負担金算定	30				
④ 契約審査	50	40			
⑤ 異動登録・照合	50	40			
異動出向・調査	① 異動出向	90			
	② 竣工調査	70			
	③ 契約調査	60	48		
...	その他	...			
合計	600	400	10	990	2000
比率	60%	40%	1%	99%	-

「調整力コスト」の査定について

- 電源の固定費、燃料費等の変動費について、周波数制御・需給バランス調整等の一般送配電事業による安定供給維持に必要な費用と、本来、小売電気事業で負担すべき費用を、電源の稼働実績データ等から厳密に区分し、一般送配電事業に必要な費用以外は減額査定。

<査定方法>

- 事業者より3年分の1時間単位の電源の稼働実績や燃料単価に関するデータを入手し、本来、小売電気事業者が電源を確保するために発生したと考えられる費用や、周波数制御等以外に起因して発生したと考えられる費用について、減額査定。
- 燃料の輸送、貯蔵等の制約による燃料費の増加は、一般送配電事業に起因しないことから、過去3年間のタンカー着船実績や、燃料の残高等のデータを入手し、これらの制約により発生したと考えられる燃料費の増加分については、減額査定。
- その他、託送料金原価算入の考え方等をヒアリングし、制度趣旨等から不適当と考えられる部分を減額査定。

<イメージ>

調整力として活用している火力発電機・揚水式発電機に関する稼働実績のデータ等より、以下の分析を実施。

(入手資料のイメージ)

項目	1000	1000	100	100	100	100
ユニット						
東海電力(調整力)	1000	1000	100	100	100	100
(1-9月)	1000	1000	100	100	100	100
(10-12月)	1000	1000	100	100	100	100
(1-12月)	1000	1000	100	100	100	100
調整出力	130	150	100	110	100	110

日付	時刻	出力	燃料	出力	燃料	出力	燃料	出力	燃料
平成29年4月1日	05:00	0	0	104	3	0	0	211	9
平成29年4月1日	19:00	0	0	95	3	0	0	207	9
平成29年4月1日	23:00	0	0	60	3	0	0	107	7
平成29年4月1日	03:00	0	0	86	9	0	0	103	7
平成29年4月1日	07:00	0	0	70	3	0	0	211	7
平成29年4月1日	11:00	0	0	30	3	0	0	214	9
平成29年4月1日	15:00	0	0	65	3	80	1	208	9
平成29年4月1日	19:00	0	0	62	3	217	2	140	3
平成29年4月1日	23:00	0	0	64	2	30	2	190	2
平成29年4月1日	03:00	0	0	64	2	202	2	211	7
平成29年4月1日	07:00	0	0	61	2	104	2	210	9

■ 電源ごとの最低出力、最大出力の設定が、周波数調整機能を活用可能な範囲内かを確認。周波数調整機能の範囲外で電源を稼働したことによる燃料費の増加分は、小売供給のために電源を稼働させていた可能性があることから、減額査定。

■ 電源の稼働実績と発電単価を分析し、周波数調整等のために電源の出力を調整した場合以外で、メリットオーダー（コストの安い電源から優先的に稼働させる運用）となっていないことに起因した燃料費の増加分については、減額査定。

■ その他、燃料の輸送・貯蔵等に起因した電源の運転制約による燃料費の増加分等についても、周波数調整等のために発生した費用とは言えないことから、減額査定。

「需要地近接性評価割引」の査定について

- ・ 需要地近接性評価割引については、分散型電源等の導入拡大等を踏まえ、割引対象範囲を低圧系統に接続する小規模電源にも拡大、割引対象地域を市区町村単位に細分化、将来の設備投資の抑制効果を割引単価に反映、といった見直しを実施。
- ・ 割引対象地域については、市区町村単位での需要電力量と発電電力量の実績の比較から、電力ロスの低減や将来の設備投資の抑制に資する地域が対象かを査定。割引単価については、電力ロス率、送電設備の減価償却費等を基に割引単価に電力ロスの低減効果と投資抑制効果が反映されているかを査定。

<査定方法>

- ① 発電所で発電した電気が、基幹系統を経由せずに、近傍の地域で消費されることで、電力ロスの低減や将来の基幹系統への投資が抑制されることから、これまでの電力システム改革の制度設計の議論を踏まえ、市区町村別の需要電力量及び発電電力量に関する実績データより、需要電力量が発電電力量を上回っているか（発電した電気が当該地域で消費されるか）を査定。
- ② 割引単価については、電力ロスの低減効果（電気価値×ロス率の低減分）及び設備投資の抑制効果（再投資が不要となる基幹系統の減価償却費相当）が反映されている必要があることから、電圧階級別の電力ロス率実績や基幹系統の減価償却費等のデータを入手し、事務局においても割引単価の算定を行うことで査定。

<イメージ>

○割引対象地域

- 需要電力量 > 発電電力量となっていることを確認。

市区町村	需要量	発電量	判定
A市○町	……	……	対象
B市×町	……	……	対象外
C市△村	……	……	対象外

○割引単価

- 電力ロス率：電気価値（円/kWh）×電力ロスの低減分
- 投資抑制効果：再投資が不要となる減価償却費相当÷供給エリアの総需要量（kWh）

（算定に当たり用いたデータ）

- ・電圧階級別の電力ロス率
- ・電力市場価格
- ・割引対象地域の発電電力量実績
- ・送電設備の減価償却費 等